

○市民ボランティア向け総合事業説明会（平成28年11月開催）等を踏まえてのQ&Aについて【平成28年12月現在】

	質問	本市の見解・回答
1	通所型つどいサービスのプログラムにおける娯楽活動として麻雀は認められますか？	賭け事にならないのであれば可能です。なお、通所型つどいサービスにおけるプログラムについては、一部の利用者だけが参加できる活動にならないよう工夫してください。
2	通所型つどいサービスにおいて、サービス利用調整担当者による利用者の自宅訪問について、利用者が歩行可能である場合、サロンへの見学もかねてサロンへ来ることで、自宅訪問を省略してよいか。	利用者の自宅を把握し、緊急時に対応できる連絡体制をとれている場合は省略いただいてもかまいません。
3	通所型つどいサービスにおける「サービス実施計画票」の「サービスの内容」について、つどいサービスでは個別に内容は変えられないため、利用者のサービス内容がすべて同じ内容になることに問題はないか。	特に問題はありません。
4	通所型つどいサービスにおける健康チェックについて、毎回血圧をサロンで測らないといけないか。その予算について補助はあるか。	血圧の測定は簡単な健康チェックとして大切な項目であると考えておりますので実施していただきますようお願いいたします。機器の購入費用などについては補助の対象経費とすることが出来ます。
5	生活保護受給者の方がつどいサービスに来られたときに、利用料100円については福祉事務所へ請求する事務が発生する。ボランティアにはその手間が負担になるが、利用者ご本人に100円を請求してもらう方法をとれないか。	生活保護法における介護扶助の支払いについては代理受領が望ましいとなっております。請求については補助金の支払いと同じ周期（3カ月に1回）とし、請求書の様式例を市で作成いたしますのでご理解ください。

6	<p>業務日報や業務日誌の内容は無給のサービス従事者が作成するのか。市が住民に求めているレベルは高くないか、住民が参入しやすいレベルで考え直さないとこの事業がつぶれないか。</p>	<p>業務日報、業務日誌についてはサービス利用調整担当者に担っていただくことも可能です。</p>
7	<p>年度最終期別の交付決定額について。この考え方でいくと、        ㊤実際にかかった経費（合計 480,000）と㊦実際に基づく補助額（合計 270,000）の少ない額に合わせるために「年度差額交付金」が支給されると考えて良いか。</p>	<p>補助金については、各年度において、㊤と㊦のいずれか低い額が交付対象となりますが、各期別で交付しきれていない額があった場合に年度差額交付金として調整するためのものになります。</p>
8	<p>東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付請求書（様式第 6）は、どこにありますか？</p>	<p>補助金申請にかかる様式については平成 29 年 4 月にウェブサイトへ掲載してまいります。</p>
9	<p>サービス提供実施日について、実施日、曜日が第何週目かによって変わる場合も想定しているのか。</p>	<p>利用者のケアプラン等に支障がない程度であれば月によってサービス提供日が異なる場合であっても、事業実施は可能であると判断します。</p>
10	<p>「収入」の「その他の収入」として「〇〇寄付金」とある。たとえば寄付金をもらうことが補助金を請求すること、又は補助金額の決定に何か関係あるのか？</p>	<p>事業計画を把握するためのものです。ある場合に記載をお願いします。</p>
11	<p>通所型つどいサービスにおける講師謝礼は内事業対象経費分に含まれるのか？例では 24,000 円の事業経費でそのうち 16,000 円だけが対象となっている、なぜ差が生じているのか、その理由を教えてください。その他、会場費や消耗品費、通信費なども同様である。</p>	<p>例では一般の利用者と事業における利用者で経費を按分しておりますので、対象と対象外に分かれる説明としています。</p>

12	通所型つどいサービスにおけるお茶代やおやつ代は支出経費に入れることができるか。	補助の対象経費とはなりません。また、おやつ代とお茶代に係る場合、利用料100円とは別に徴収してください。
13	通所型つどいサービスにおけるサービス従事者等の有資格者について。有資格者はいくつものサロンを兼任していても良い、そのサロンの場にいるかどうかが問われる。と考えると良いか。	通所型つどいサービスに必要な有資格者の兼任は可能ですが、それぞれのサロンのサービス提供時に必ず1名以上の有資格者が従事している必要があります。
14	サービス従事者研修について 実際につどいサービスを実施されるところが優先されると思うが、十数か所サロンを実施する連合体の場合でも各サロンに一名は参加できるよう配慮いただきたい。	研修については定員数があるため応募多数のときはサービス活動の予定がある方を優先した上での抽選等になります。
15	事前準備に記載されている「立上げの支援を受けているグループ等は参入できない。」というのはどういう意味か。	グループ等が活動されるにあたり、同一の活動において、市または国・府、あるいは社会福祉協議会などにおける他の制度の補助金や助成金等を受けておられる場合は、総合事業における補助金事業の対象とすることが出来ないという規定となります。
16	事前準備にボランティア保険の証書は必要なのか？	事業開設日には保険加入しているようにご準備ください。
17	要介護（要支援ではなく）の認定を受けている人は総合事業の通所型つどいのサービスはうけられないのか。	補助の対象とはなりませんが、補助対象外のサービスとしてグループ等が実施しているサービスで受けていただくことは可能かと思えます。
18	総合事業通所型サービスの従事者代表者に地域包括支援センターの方になってもらえるか。	地域包括支援センターの職員として担い手グループの代表者や従事者となることはできません。

19	<p>交通費について、なるべく近辺（自宅）で活動することになってますが、皆年金生活者であり、負担が大きく、これを援助していただくことはできないでしょうか。</p>	<p>担い手の方の様々な状況はおありかと思いますが、この事業においては交通費を補助の対象経費に含めることは出来ません。</p>
20	<p>生活保護受給者の利用料を直接利用者の福祉事務所へ請求する具体的な手続き方法が理解できない。説明をお願い致します。</p>	<p>市で請求様式を検討しております。詳しくはサービス事業実施前に予定しております実施前研修において説明させていただきます。</p>
21	<p>収支予算書等にある「内事業対象経費分」の計算は何を根拠と考えるのか。</p>	<p>一般の利用者と事業の利用者とにかかると異なる経費をそれぞれ按分するなどしてください。</p>
22	<p>助け合いサービスまたはつどいサービスを実施する場合、活動にかかる保険には必ず加入しなければならないのか。</p>	<p>サービス活動においては、利用者あるいは担い手などに事故や怪我、所有する財物の損害などが発生する可能性があります。助け合いサービスやつどいサービスの担い手として、万が一、利用者に対する賠償補償や担い手の補償を行う必要が生じた際のために、グループとして保険に加入していただくようお願いいたします。</p> <p>もしグループとして保険に加入されない場合は、事故発生時の対応を事業計画に記載していただき、また運営時においてはその対応方法を参加者及びグループにおける担い手であらかじめ確認していただいた上で、助け合いサービスやつどいサービスを実施していただくようお願いいたします。</p> <p>（なお、グループとして加入される活動保険料については、補助金の対象経費となります。）</p>